都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	43	11	18	20	17	32	42	1	7	6	6	0	1	42	0	0	0	17	5	13	10	2	2	0	0	0	21	0	6	32	3	1	1
鹿児島県	鹿児島市	○	○				○	○		○					○							○								○	○	○		
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○	○							○						○										○			
鹿児島県	枕崎市	○	○		○	○	○	○							○							○	○	○							○	○		
鹿児島県	阿久根市	○	○	○		○	○	○							○				○									○			○			
鹿児島県	出水市	○					○	○			○	小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送している。			○						○							○			○			
鹿児島県	指宿市	○	○	○	○		○	○	○						○						○							○						
鹿児島県	西之表市	○				○		○			○	小学校入学予定者については、該当する子がいる世帯の世帯主に対し、市教育委員会から郵送で就学援助制度案内を送付。新入学用品費の入学前支給の申請書を同封。			○						○							○			○			
鹿児島県	垂水市	○	○	○		○	○	○							○				○									○			○			
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○	○							○				○	○	○							○			○			
鹿児島県	日置市	○		○			○	○							○							○						○		○	○			
鹿児島県	曽於市	○		○	○		○	○							○				○									○					○	全世帯へ案内文書を配布している
鹿児島県	霧島市	○	○		○		○	○							○						○									○	○			
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○	○							○							○									○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	43	11	18	20	17	32	42	1	7	6	6	0	1	42	0	0	0	17	5	13	10	2	2	0	0	0	21	0	6	32	3	1	1
鹿児島県	南さつま市	○				○	○	○							○							○						○			○	○		
鹿児島県	志布志市	○		○			○	○							○						○									○	○			
鹿児島県	奄美市	○					○	○			○	家庭状況に変化が見られた世帯や転入してきた世帯に対し、各学校を通じて就学援助制度の書類を配付している。			○								○								○			
鹿児島県	南九州市	○			○	○	○			○					○								○							○			
鹿児島県	伊佐市	○		○	○	○	○	○		○					○						○							○			○			
鹿児島県	姶良市	○	○		○		○	○							○				○												○			
鹿児島県	三島村	○					○	○							○						○							○			○			
鹿児島県	十島村	○		○		○	○	○		○					○						○										○			
鹿児島県	さつま町	○			○		○	○							○						○									○	○			
鹿児島県	長島町	○		○		○	○	○							○				○												○			
鹿児島県	湧水町	○			○		○	○							○				○	○											○			
鹿児島県	大崎町	○		○				○							○				○									○						
鹿児島県	東串良町	○	○	○	○		○	○							○				○									○						

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	43	11	18	20	17	32	42	1	7	6	6	0	1	42	0	0	0	17	5	13	10	2	2	0	0	0	21	0	6	32	3	1	1
鹿児島県	錦江町	○		○		○	○	○							○				○	○								○						
鹿児島県	南大隅町	○			○		○	○							○				○									○						
鹿児島県	肝付町	○		○	○		○	○							○				○												○			
鹿児島県	中種子町	○			○		○	○							○				○												○			
鹿児島県	南種子町	○					○	○		○					○				○															
鹿児島県	屋久島町	○			○			○							○						○										○			
鹿児島県	大和村	○				○	○	○						○					○									○			○			
鹿児島県	宇検村	○					○	○							○				○												○			
鹿児島県	瀬戸内町	○		○			○	○			○	首長部局のウェブサイトに制度を記載。			○					○								○		○	○			
鹿児島県	龍郷町	○		○				○							○							○						○						
鹿児島県	喜界町	○				○		○			○	翌年度の小・中学校新１年生が在籍する園や学校で対象となる園児（年長）及び児童（小６）の保護者に書類を配布			○						○											○			
鹿児島県	徳之島町	○			○			○		○					○							○									○			
鹿児島県	天城町	○			○			○							○							○									○			

Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他	（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
43	43	43	11	18	20	17	32	42	1	7	6	6	0	1	42	0	0	0	17	5	13	10	2	2	0	0	0	21	0	6	32	3	1	1
鹿児島県	伊仙町	○				○		○							○									○				○			○				
鹿児島県	和泊町	○			○	○		○		○					○				○									○							
鹿児島県	知名町	○						○							○							○													
鹿児島県	与論町	○						○			○	認定こども園へ案内を配布			○					○								○							

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）の力の内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	34	3	4	0	0	2	2	34	0	0	3	0	0	0	0	0	0	8	26	0	14	8	8	14	11	1	1	0	9	5	5	0	2	0	2	1	0	1
鹿児島県	鹿児島市	○							○											○		○	○							○									
鹿児島県	鹿屋市	○							○											○		○	○		○	○													
鹿児島県	枕崎市	○							○										○			○			○														
鹿児島県	阿久根市			○																														○		○			
鹿児島県	出水市	○							○											○										○									
鹿児島県	指宿市	○							○											○		○	○	○	○														
鹿児島県	西之表市	○							○											○										○									
鹿児島県	垂水市	○							○											○		○	○	○		○													
鹿児島県	薩摩川内市	○							○											○		○				○					○	就学時健康診断の案内とともに制度案内や申請書を送付								
鹿児島県	日置市	○							○											○				○															
鹿児島県	曽於市	○							○										○												○	就学時健康診断の際に教育委員会で案内を配布								
鹿児島県	霧島市	○							○											○		○	○		○														
鹿児島県	いちき串木野市	○							○										○							○					○	就学時健診の案内に、就学援助の制度説明と申請書を同封して送付。就学時健診の際に就学援助の申請書を提出してもらう。								

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	34	3	4	0	0	2	2	34	0	0	3	0	0	0	0	0	0	8	26	0	14	8	8	14	11	1	1	0	9	5	5	0	2	0	2	1	0	1
鹿児島県	南さつま市	○							○											○								○											
鹿児島県	志布志市	○							○											○			○			○													
鹿児島県	奄美市	○							○										○											○									
鹿児島県	南九州市	○							○											○		○			○														
鹿児島県	伊佐市	○							○											○				○	○	○				○									
鹿児島県	姶良市	○							○											○		○	○		○														
鹿児島県	三島村		○									○																											
鹿児島県	十島村		○									○																											
鹿児島県	さつま町	○							○											○						○					○	就学前健康診断の案内に就学援助の書類を同封							
鹿児島県	長島町			○																																○			
鹿児島県	湧水町						○	就学時健康診断で周知し，申請があり認定された場合に支給。（２月） 入学時に申請があり，認定された場合は入学後に支給。（７月）																															
鹿児島県	大崎町	○							○											○		○		○															
鹿児島県	東串良町	○							○											○					○														

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	34	3	4	0	0	2	2	34	0	0	3	0	0	0	0	0	0	8	26	0	14	8	8	14	11	1	1	0	9	5	5	0	2	0	2	1	0	1
鹿児島県	錦江町	○							○										○						○														
鹿児島県	南大隅町	○							○											○		○			○														
鹿児島県	肝付町	○							○											○					○														
鹿児島県	中種子町	○							○										○				○		○	○					○	就学時健診の際に教育委員会で資料配付及び説明を行っている。							
鹿児島県	南種子町	○							○											○										○									
鹿児島県	屋久島町	○							○										○						○														
鹿児島県	大和村	○							○										○			○				○													
鹿児島県	宇検村	○							○											○										○									
鹿児島県	瀬戸内町	○							○											○		○		○						○									
鹿児島県	龍郷町	○							○											○				○						○									
鹿児島県	喜界町	○							○											○						○	○												
鹿児島県	徳之島町	○							○											○				○	○														
鹿児島県	天城町						○	入学後の1学期分（7月ごろ支給）の就学援助費支給に合わせて，「新入学用品費」を含めて支給。																															

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																								
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正など内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	34	3	4	0	0	2	2	34	0	0	3	0	0	0	0	0	0	8	26	0	14	8	8	14	11	1	1	0	9	5	5	0	2	0	2	1	0	1
鹿児島県	伊仙町	○							○											○		○				○													
鹿児島県	和泊町		○									○																											
鹿児島県	知名町			○																																	○		入学時の学用品等購入費用負担軽減のため、町内店舗で使用可能な商品券を児童一人あたりに5万円分支給している。
鹿児島県	与論町			○																														○					

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	36	3	3	0	0	1	1	36	0	0	3	0	0	0	0	0	0	9	27	0	1	0	1	1	0	1
鹿児島県	鹿児島市	○							○											○							
鹿児島県	鹿屋市	○							○											○							
鹿児島県	枕崎市	○							○											○							
鹿児島県	阿久根市	○							○											○							
鹿児島県	出水市	○							○											○							
鹿児島県	指宿市	○							○											○							
鹿児島県	西之表市	○							○										○								
鹿児島県	垂水市	○							○											○							
鹿児島県	薩摩川内市	○							○											○							
鹿児島県	日置市	○							○											○							
鹿児島県	曽於市	○							○										○								
鹿児島県	霧島市	○							○											○							
鹿児島県	いちき串木野市	○							○										○								

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	36	3	3	0	0	1	1	36	0	0	3	0	0	0	0	0	0	9	27	0	1	0	1	1	0	1
鹿児島県	南さつま市	○							○											○							
鹿児島県	志布志市	○							○											○							
鹿児島県	奄美市	○							○										○								
鹿児島県	南九州市	○							○											○							
鹿児島県	伊佐市	○							○											○							
鹿児島県	姶良市	○							○											○							
鹿児島県	三島村		○									○															
鹿児島県	十島村		○									○															
鹿児島県	さつま町	○							○											○							
鹿児島県	長島町			○																				○			
鹿児島県	湧水町	○							○										○								
鹿児島県	大崎町	○							○											○							
鹿児島県	東串良町	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	36	3	3	0	0	1	1	36	0	0	3	0	0	0	0	0	0	9	27	0	1	0	1	1	0	1
鹿児島県	錦江町	○							○										○								
鹿児島県	南大隅町	○							○											○							
鹿児島県	肝付町	○							○											○							
鹿児島県	中種子町	○							○										○								
鹿児島県	南種子町	○							○											○							
鹿児島県	屋久島町	○							○										○								
鹿児島県	大和村	○							○										○								
鹿児島県	宇検村	○							○											○							
鹿児島県	瀬戸内町	○							○											○							
鹿児島県	龍郷町	○							○											○							
鹿児島県	喜界町	○							○											○							
鹿児島県	徳之島町	○							○											○							
鹿児島県	天城町						○	入学後の1学期分（7月ごろ支給）の就学援助費支給に合わせて，「新入学用品費」を含めて支給。																			

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について							<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）						
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
43	43	36	3	3	0	0	1	1	36	0	0	3	0	0	0	0	0	0	9	27	0	1	0	1	1	0	1
鹿児島県	伊仙町	○							○											○							
鹿児島県	和泊町		○									○															
鹿児島県	知名町			○																					○		入学時の学用品等購入費用負担軽減のため、町内店舗で使用可能な商品券を児童一人あたり5万円分支給している。
鹿児島県	与論町			○																		○					

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
43	43	37	38	28	25	27	35	16	15	18	24	18	14	19	15	8	2	7	0	10	8	17	0	8	0	43
鹿児島県	鹿児島市																○					1				0
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○				1				0
鹿児島県	枕崎市	○	○	○	○	○	○	○						○												0
鹿児島県	阿久根市	○	○	○	○	○	○				○					○				○		1				0
鹿児島県	出水市	○	○	○		○	○				○					○						1				0
鹿児島県	指宿市	○	○			○	○							○						○						0
鹿児島県	西之表市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0
鹿児島県	垂水市	○	○	○			○			○	○					○					○	1		前年の状況と比較して失業又は傷病等の特別な事情により経済的に困窮していると認められる者		0
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○				1				0
鹿児島県	日置市	○	○	○	○	○	○			○	○	○														0
鹿児島県	曽於市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○			○		2				0
鹿児島県	霧島市															○						1				0
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○				1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付金	ソ．生活保護の基準額の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
43	43	37	38	28	25	27	35	16	15	18	24	18	14	19	15	8	2	7	0	10	8	17	0	8	0	43
鹿児島県	南さつま市	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○						1				0
鹿児島県	志布志市	○	○	○	○		○				○															0
鹿児島県	奄美市	○	○	○			○														○			その他教育委員会が特別な理由による申請を認めた場合。		0
鹿児島県	南九州市	○	○				○														○			市民税所得割額が77,100円未満の世帯		0
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○						1				0
鹿児島県	姶良市	○	○				○											○				1				0
鹿児島県	三島村	○	○	○	○	○	○		○			○														0
鹿児島県	十島村															○						1				0
鹿児島県	さつま町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		1				0
鹿児島県	長島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○			その他教育委員会が必要と認める者		0
鹿児島県	湧水町	○	○				○																			0
鹿児島県	大崎町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			世帯全員の所得額が町の定める基準額以下である者。災害などにより学校納付金又は、学用品費等の負担が困難と認められる者。		0
鹿児島県	東串良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
43	43	37	38	28	25	27	35	16	15	18	24	18	14	19	15	8	2	7	0	10	8	17	0	8	0	43
鹿児島県	錦江町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○												0
鹿児島県	南大隅町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○		2				0
鹿児島県	肝付町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0
鹿児島県	中種子町						○											○				1				0
鹿児島県	南種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1				0
鹿児島県	屋久島町	○	○				○							○												0
鹿児島県	大和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0
鹿児島県	宇検村	○	○																		○			市町村民税の均等割りのみ課税		0
鹿児島県	瀬戸内町	○	○		○	○	○	○		○	○				○					○	○			その他特別な事情がある世帯		0
鹿児島県	龍郷町	○	○	○																○						0
鹿児島県	喜界町	○	○		○	○	○	○		○	○				○					○						0
鹿児島県	徳之島町																				○			所得制限を設けそれ以下の所得世帯に支給		0
鹿児島県	天城町		○																							0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付金	ソ．生活保護の基準額に係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和６年度
																						倍	倍			
43	43	37	38	28	25	27	35	16	15	18	24	18	14	19	15	8	2	7	0	10	8	17	0	8	0	43
鹿児島県	伊仙町	○	○	○		○					○									○						0
鹿児島県	和泊町	○	○		○		○	○				○														0
鹿児島県	知名町	○	○	○	○	○	○	○						○	○											0
鹿児島県	与論町	○	○	○	○	○	○	○						○	○											0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43	3
鹿児島県	鹿児島市	
鹿児島県	鹿屋市	
鹿児島県	枕崎市	
鹿児島県	阿久根市	
鹿児島県	出水市	
鹿児島県	指宿市	
鹿児島県	西之表市	
鹿児島県	垂水市	
鹿児島県	薩摩川内市	特になし。
鹿児島県	日置市	
鹿児島県	曽於市	
鹿児島県	霧島市	
鹿児島県	いちき串木野市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43	3
鹿児島県	南さつま市	市内統一制服購入に伴い、義務教育学校に在籍する児童への新入学学用品費を前倒概算交付することについて検討中。 修学旅行費や学用品費といった費目について、介助犬事業に対しての交付をすることの新設を調査。
鹿児島県	志布志市	
鹿児島県	奄美市	
鹿児島県	南九州市	
鹿児島県	伊佐市	
鹿児島県	姶良市	
鹿児島県	三島村	
鹿児島県	十島村	
鹿児島県	さつま町	
鹿児島県	長島町	
鹿児島県	湧水町	
鹿児島県	大崎町	
鹿児島県	東串良町	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43	3
鹿児島県	錦江町	
鹿児島県	南大隅町	
鹿児島県	肝付町	
鹿児島県	中種子町	
鹿児島県	南種子町	
鹿児島県	屋久島町	
鹿児島県	大和村	
鹿児島県	宇検村	
鹿児島県	瀬戸内町	
鹿児島県	龍郷町	
鹿児島県	喜界町	小・中学校に児童生徒が在籍するすべての世帯に対し、学校給食費の無償化を実施しています。
鹿児島県	徳之島町	
鹿児島県	天城町	

6．その他			
都道府県	市区町村名	既存手続や制度の運用や、経済的に困窮している弱者主権に対する職員・対応について、これまでの回答への重点や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況	
43	43	3	
鹿児島県	伊仙町		
鹿児島県	和泊町		
鹿児島県	知名町		
鹿児島県	与論町		